

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【31】」

2. 日時：令和4年3月17日(木) 10時00分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、西内安全審査官、畠山審査官、岩野審査チーム員  
原子力規制企画課 火災対策室  
守谷火災対策室長※、山下係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 副事業本部長 近藤 佳典※ 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：なし

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 コメント回答について(3月11日のヒアリング資料-1)
- ・大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請補足説明資料(抜粋)(3月11日のヒアリング資料-2)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の岩野です。それでは、大飯発電所第3第4号機火災感知器増設に係る設計及び工事計画の認可申請、
0:00:12	これについてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:15	それでは、
0:00:18	関西電力から提出された資料に基づいて、私の方からいくつか質問したいんですけども、本日は、大きく、シンプル配管室の感知器の設計の話と、
0:00:29	あと、えっとですね、屋外の話と、屋外エリアの感知器設計の話と、あとそれから、残りちょっと一部ですね
0:00:39	施工上の留意点のところの関係で、いくつか質問をしたいという大体、おつきく三つのことを確認したいと思っています。まずシンプル配管室の感知器の設計のところですね。
0:00:52	資料の2の73ページのところをお願いします。
0:01:13	とは、資料2の73ページのところ、
0:01:19	二つ目のパラグラフのですね、2、
0:01:24	5行目正しいだけ書いてあるところからの文章なんですけど、
0:01:29	ここの文章の中で、
0:01:35	ですね、感知器の設置及び保守点検作業に必要な足場、足場設置及び1の寄りつきができないことっていうことができない。
0:01:45	できなくて書いてあって、そのできないことと、あと、感知器の設置に適した場所がないことっていうことからっていうので、ここ、文書が並列で繋がってるように見えるんですね。
0:01:58	もしこれがその並列に繋がっていて、
0:02:02	立ち居人の寄りつきができないことと、感知器の設置に適する場所がないことって二つの理由で説明されようとしているんで、しているのか。
0:02:12	それとも、そうではないのか、資料の1のところの、
0:02:18	コメント回答のところでは、並列ではなくって、
0:02:22	寄りつきができないことから、
0:02:24	感知器を設置する場所が、適切な場所がないっていうふうに原因と理由の関係で書かれてあって、並列じゃなくて、原因と理由の関係なのか、それとも並列関係で説明したいのか。
0:02:36	こちらまずどちらかどうかっていうところを説明してもらってもよろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:49	関西電力吉田でございます。今のお話につきましてはコメント回答資料の寄りつきができないことから、感知器の設置適正する場所がないというイトウで、
0:03:03	書いておりますので、補足、資料 2 の方ですね、記載について修正させていただきます。
0:03:12	はい。規制庁の今野です。
0:03:14	承知しました。それでは資料の 2 の方の原因と結果の関係がしっかりわかるように、記載ぶりをちょっと統一して修正をしていただければと思います。
0:03:27	それでは二つ目なんですけども、
0:03:31	ここも同じページ 73 ページの辺りの関係で、前回のヒアリングでは、家庭のところに感知器が設置できないというところについてはしっかり説明をしていただいたと思っています。
0:03:45	で、次、
0:03:47	ちょっと聞いてなかったのは、シャローのところ、斜めになっているところの、に感知器が設置できないっていうのはどういう理由かというのをちょっと確認ができていなかったのも、その理由について説明をお願いします。
0:04:14	関西電力原子力事業本部でございます。早々お待ちください。
0:04:20	規制庁の岩野です。承知しました。
0:07:02	関西電力吉田でございます。ちょっと階段部分になるので車両の部分は、消防法施行規則第 23 条 4 項の記載、
0:07:13	をもとに、煙感知器をつけなければいけないけども、それができないのでということで、ちょっと考えてたんで、ちょっとその辺の整理、今、すぐにできないので、
0:07:28	ちょっとまた、す、後程説明させていただきます。
0:07:37	はい。規制庁の今野です。後程っていうのは次回以降のヒアリングで、資料なりに落とし込んだ上で、説明していただくということでよろしいでしょうか。
0:07:49	関西電力吉田でございます。今のヒアリング中の最後の部分で回答させていただきます。
0:07:57	はい、規制庁の今野先生を移しました。では準備ができれば、回答をお願いします。
0:08:06	はい。規制庁の今野実は次の項目に移ります。資料 2 の 107 ページをお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:21	ところの 107 ページのところ、
0:08:26	上から 3 行目のところですね、煙についてはエリア内に保安水準①を確保するよう設置するっていうふう書いて、書いてあって、
0:08:37	他のところでは煙感知器は、保安水準②を適用して、説明するように書いてあったんですけどここだけが何か十分な保安水準、①になってるんですよね。何かどちらなのか、これ、ただの書き間違いであれば、
0:08:50	書き間違いということで修正していただきたいと思うんですけども、回答をお願いします。
0:09:01	それでエンドウ原子力事業本部クマクラでございます。適用する保安水準 0 になりますので、こちらの記載については適正化させていただきたいと思います。
0:09:10	はい。規制庁の今野です。それでは②の方に修正をお願いします。で、通すという、ということでここからのヒアリングは保安水準、煙感知器について保安水準、
0:09:21	②の適用されると考えて幾つかお聞きしたいんですけども。
0:09:28	えっとですね資料の 1 だと、5 ページ目のところ、
0:09:32	資料の 2 だと 158 ページのところをお願いします。
0:09:57	規制庁の今野です。
0:09:59	資料の
0:10:02	2 のところ、例えば 2 のところろうの説明のところなんですけど 158 ページのところですね、熱についてはっていう、二つ目のパラグラフのところ、
0:10:13	エリアの入口部分にアナログ式なんです感知器を設置する等で、室内の兼務、空気の流れにより熱風の通り道になるエリア下部に、
0:10:24	設置することで消防法施行規則、
0:10:28	ここはちょっとメインには書かれてないんですけど十分な保安水準。
0:10:33	①を達成しますすることが可能であるってことが多分最初のところ、書いてあると思います。で、今十分な保安水準①を説明する。
0:10:44	理屈のところ、しっかり書かれてなくて、説明が不十分だと考えてまして。
0:10:52	十分な保安水準 01 を適用してるのはこれまでの審査だと、高放射性の脱塩とエリアがあったと思います。脱塩塔エリアのところ、関西電力の方ではどういうふう説明されていたかという、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:04	消防法施行規則通りに、エリア内に設置した場合と同じ温度になる場所に感知器を設置するので、同等の性能が出ると、そういうふうに説明されてたと理解していて、
0:11:17	今回も、それと同じような説明をされたいのであれば同じような説明をしていただいて、また別の理屈があるっていうのであれば、それと同じレベルの粒度の説明で、
0:11:30	別の説明をしっかりといただいて、そ、
0:11:34	どういう理屈で十分な保安水準 01 が達成されるのかっていうのを説明していただきたいと思っています。
0:11:41	今のところ、今の点について、回答が今すぐできれば、関西電力の方から今説明していただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
0:11:55	はい。関西電力吉田でございます。保安水準①の説明が不十分だと、いうところで、こちらで意図していたのは、空気の流れが、この立坑、或いは車両の部分から、
0:12:12	下に下がって行って、一番下部のところの天井面に熱感知器がついているので、排気ダクトとは違うんですけども、大きな空気の流れが、
0:12:25	そういうふうになっていると。下の部分に、煙熱がおりてくれば、天井面にその熱だまり位であるとか、煙も同じように、溜まって行って、
0:12:39	そこに、アナログでない熱感知器をつけていればですね、十分に消防法施行規則と同等のレベルで、感知ができる。
0:12:51	いうふうに考えておまして、そういう意味で保安水準①ということにしております。ちょっと説明については、不十分だと、こちらも認識しましたんで、
0:13:05	修正させていただきます。
0:13:08	規制庁の今野です。えっとですね、
0:13:11	趣旨としてはですね、
0:13:15	今の設置の方法によって感知できないとは思ってないんですよ。感知できないとは思ってないんですけど、今説明されようとしているのは十分な保安水準①で、
0:13:25	同等の性能がありますってことを説明されようとしているので、
0:13:30	同等の方法、性能があるっていう、本当にその同等の性能があるんですかっていうところをしっかりと説明してもらいたいと、検知はできる何かしら検知はできるとは思っているんですけど、
0:13:40	同等なのかどうかっていうところですね、脱塩塔のエリアだと、同じ煙の濃度とか、同じ空気の温度になるので、同等の性能が出ますよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:51	ていうそのポイントをもって説明されていたので、
0:13:55	今回もその同じことを理由、同じように、同じ空気の温度になるから、同等の性能が出るんですっていう説明をされようとしているのか、それともそうでない別の理由で何か説明されようとしてるのか、この点はどうですか。
0:14:11	はい。関西電力吉田でございます。立坑から去ろうの部分に、下の方に向かって、空気の流れがあるということで、この辺り、この部分で火災が発生した場合、新津については、
0:14:28	それがそのまま下部の方に流れていくと、同じ環境になると、いうことになりますんで、その点で、同等というふうに考えております。
0:14:44	規制庁のようです。シンプル配管室での理屈と同じなんですかそれともまた別の説明をされようとしています。
0:14:58	関西電力、原子力事業本部ウシジマでございます。今おっしゃっていただいている趣旨がですねすいませんこちらの方でも、理解がやっとなついて行った次第でございます。これまでの私どもが考えていたのは、
0:15:14	熱なりがですね、下の床面のところに向かって流れ込むことによって、そこに消防法施行規則通りの設置するエリアである。
0:15:25	ところでですね感知できるから同等であるということでもって①ということ表現しておりました。しかしながら今伊賀様がおっしゃっていただいているのは、
0:15:35	①というところで、保安水準を説明するのは、今まで、前にですね、廃樹脂の貯蔵タンク等で示してたように、
0:15:47	天井にせ、設置するのと、ほぼほぼ同等レベルで斉木ダクトで感知できることが立証できたような場合に適用されるというレベルなので、
0:15:58	今この、私どもが説明している、ちょっと定性的な説明ですね、もしその消防法施行規則通りに感知できるというところで、
0:16:09	①を説明するのにはちょっと材料が足りてないのではないかとおっしゃっているのだと理解をいたしました。加えて先ほど来ですね、1立坑部分に設置できないということと車両の部分についてもですね、ちょっと見解をとということもございますので、
0:16:27	やはりそういった点も勘案しますと、今私どもが説明しようとしてることは、煙、煙の場合ですね、ループ数の感知器を兼用で期待しましたが、この熱についてもですね、熱についてもこの床部のところに設置した関係

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:47	でもって、音声純 02 のの適用で感知することができると、そのように理解したほうが説明性としては理解をやすいのかなと、今そのような頭の整理をしているところでございます。
0:17:04	ちょっと先ほどまでのヨシザワの説明はですねこれまでの説明として①を適用した考え方をご説明しましたが、木曾先ほど来ご指摘の点を踏まえますと、
0:17:15	熱についても②という解釈をした方が、納得性があるのかなと、今そのようにちょっと考えた次第でございます。今のお答えでちょっと、おっしゃってることの趣旨に沿ってますでしょうか。
0:17:30	はい。規制庁の岩野です。そういう回答プロセス、回答もあり得ると思っ ていて嘘、嘘ってはいと思います。
0:17:39	あれですかね
0:17:42	十分な本水準①で同等の性能を満たすっていうことが、今のところ
0:17:51	脱塩塔のところでは同じ温度になるっていうことをもって説明されていま したけど、それと同様の説明は、ちょっと難しいと。
0:18:01	定性的、必ずしもその定量的ではなくてもいいとは思思うんですけど、 定性的なレベルで説明できる範囲であればそれで十分だと思ってるん ですけど、そういうレベルでも、ちょっとそこの説明が、
0:18:13	難しいのでやっぱり①はできないので、②を達成しますと。
0:18:18	そういうふうにし、設計を変更されるっていうことであれば、今の説明で 十分かなと思っています。
0:18:29	すいません森谷室長の方から何かあればお願いします。
0:18:35	モリヤですけれども、
0:18:39	今、今野の説明の通り
0:18:43	でございますけれども、感知できるかと。
0:18:48	どうかというよりはどういうどういう理屈で説明するかっていうところかと 思いますので、その辺しっかり整理していただければと思います以上で す。
0:19:00	規制庁の米津関西電力の方、今、それでよろしければ、そういったとこ ろ、
0:19:07	知り、説明をちょっと拡充していただいてちょっと次回以降資料に反映さ せていただいて試算していただきたいと思います。よろしいでしょうか。
0:19:23	はい。関西電力牛島でございます。ちょっと1点ですね今事実確認とい うことでもってやりとりさせていただいてるんだと理解しておるのですが。 衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:34	今までのご説明で保安水準①を適用していた考えはですね、シンプル配管室の中に吹き込んでくる風の流れというものが、他に別に逃げる場所もなく、
0:19:50	この床部分については全く同じように流れ込んでくるという点においてはですね、廃樹脂貯蔵タンクとか、脱塩塔室の排気ダクトのところと、
0:20:05	仕組みといいますか理屈的には同じように、
0:20:10	天井に狂うものですね他の雪はなく、ダクトに流れ込んでくるのと、理屈上は同じだとは思ってます。ただ、そこにですね、用いた、私どもが別途ですね、
0:20:25	実証確認といいますか、来たものを多分積み込んでおりますけれども、実証確認の説明がですね、このシンプル配管室のに適用した場合に説明材料としては、
0:20:39	足りない、見られるものなのか、いやいや同じ理屈で、乗っかってくるというのかというところがですね。
0:20:49	私どもがちょっとはつきり書かれたところがある次第です今までは、同じ理屈に載ってるんだと思って保安水準1を、
0:20:56	適用してたのが、今までの考え方でございました。
0:21:00	すいませんこのシンプル配管室にそこを適用した場合にですね、前にお示ししてました江藤工場で確認した実証試験ですね、結果から持ってくるには何か別の何か材料がないと、納得性に欠けると。
0:21:16	ゆ、ご懸念なりご指摘があるのかということですね、ちょっと今一度確認したいと思います。すみません。はい。規制庁の今野です。
0:21:27	江藤、何ていうんすかね。実証試験なりもしかしたら
0:21:32	桐生のところの論文なりの説明でできるかできないかっていうところを、今我々の方で確認したわけではなくって、まだ関西電力の方から、
0:21:43	同じ理屈、要は同じ空気の温度になるので、同じ性能が出せるんですけどいうところの説明が、今まだないと思っているので、もしその同じ理屈で、阿久津発電、脱塩塔バルブ室と、
0:21:57	脱塩塔の部屋と同じ理屈で説明されようとしているのであれば、まずそれを表明していただいて資料に落とし込んでいただいた上で、この論文なり、
0:22:09	実証試験なりのデータが情報というんですかね、研究データなり、試験がそのまま使えますと、同じように使いますっていうことも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:22:19	資料の中に反映していただきたいと思っています。なのでその判断をやった上で、今発言をしてるわけではなくてまずもって関西電力の考えはどうなんですかっていうのを、今聞いていると、今そういう状態です。
0:22:36	はい。関西電力の志田でございます。こちらとしては、廃棄額等で同等水準ということで、それは実証試験で説明できるようにしたんですけども、ここのシンプル配管室の熱についても、
0:22:53	同じ幾つで、同等水準というふうに、こちらは考えておりました、その辺り、十分に資料に落とし込めてませんので、
0:23:03	もう排気ダクトとの比較であるというか、退避とか、その辺も考慮してですね、同じような説明で同等水準。
0:23:16	①、これを説明できるように、資料を充実したいと考えております。
0:23:23	はい。規制庁の今田です。関西電力の主張は理解をいたしました。
0:23:28	今ちょっとすぐわかる。決まっていれば教えていただきたいんですけど、その同じ理屈っていうのは、
0:23:35	我々脱塩とバルビスのところでは、火災防護審査機消防法施行規則通りに、エリア内エリアの天井のところに設置した。
0:23:47	場合と、
0:23:48	脱塩ダクトの中にある
0:23:52	ん流れてくる空気っていうのがそのエリア内とダクト内で、同じ空気の温度、もしくは煙の濃度になるので、同じ性能が出せるんですけどっていう説明だったと。
0:24:04	理解してるんですね、理屈の上で、理屈として。
0:24:08	で、その要は同じ今回で言うところの同じ温度になるっていうことを思って説明されようとしていると、そういう理解でいいんですよね。何か別の理屈をもって、また新しい理屈をもって説明されようとしているわけじゃなくて、
0:24:21	その同じ温度になるっていうところの同じ理屈で説明されようとしていると、そういう理解でよろしいですか。
0:24:32	はい。関西電力吉田でございます。同じ温度になるということで説明したいと考えております。
0:24:41	はい。はい。規制庁の今野です。承知しました。ではそのところは重要なポイントだと思うので、そこをしっかりと書いた上で、
0:24:49	論文なり、試験の研究のデータですねそこも紐付けて、技術的なB、根拠っていうのを足した上で、資料を修正して提出していただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:02	ここまで、そうですね。はい。関西電力のそれでよろしかったでしょうか。
0:25:15	はい。関西電力吉田でございます。論文等についても検索していますけども、あくまでその排気ダクト、
0:25:25	論文を示しながら、実証試験をして、同じ雰囲気があると、いうことを説明してますんで、同様の説明は、その派生として、
0:25:37	記載は可能だと、こちらは考えております。
0:25:42	はい。規制庁の山名です。承知しましたそれではそのようにお願いをします。
0:25:46	藤。
0:25:47	杉井ですね。
0:25:49	このシンプル配管室のお話の、入口のところについて熱感知器と煙感知器についてなんですけども、
0:26:01	ちょっとは明確にしておきたいのはですね、それぞれ熱については、今十分な反省で①を適用として適用しようとしていて、煙については十分な保安水準②を適用しようと。
0:26:13	していると思うんですけど、その十分な方それぞれの十分な保安水準を達成するために、入口の感知器、
0:26:21	イに一对入口の感知器の機能を期待しないと、その十分な保安水準が達成できるのできないのか。
0:26:31	それとも、いや、なくてもでき、できていて、より早く感知するためのベターベターな、設置方法として設置しようとしているんですけどっていうことなのか。
0:26:42	ちょっと前者なのか後者なのかっていうところをちょっと。今回十分な保安水準適用とされ、しようとしているので、それに本当に必要なものなのかどうかっていうところをはっきりさせたいんですね。で、
0:26:54	関西電力として、今の、
0:26:57	点については、まずちょっと熱感知器と煙熱感知器について、どのように考えているか、次に煙感知器についてどのように考えているかっていうところ。
0:27:07	まず、説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:27:14	はい。関西電力吉田でございます。井口議員の熱煙につきましては、この入口部分で火災が発生した場合に、
0:27:24	笠井岡完治するというためにつけているものでして、熱は、その床面に対応する個数を天井面につけると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:36	煙は、保安水準②ということで、ここの入口付近の床面で火災が発生したら、入口扉も近くありますんで、
0:27:48	そこから煙が外部に出ていく状況を早期に感知するという意味で、つけているということでございます。
0:28:03	規制上のようなです、今の説明は熱についても煙についても、十分な保安水準0、不十分な保安水準をそれぞれ達成するために、機能を期待していて、なければ、
0:28:16	十分な保安水準をそれぞれ達成できないものなんですと。
0:28:20	そういう説明ですか。
0:28:24	はい。関西電力吉田でございます。この入口部付近については空気の流れからしても、入口付近、Eが対象になってないんですね。
0:28:36	ここの床面で発生する火災を感知するためには、入口付近にも設置が必要と。それは保安水準を達成するためにも必要と。
0:28:47	いうふうにこちらは考えております。
0:28:53	はい。規制庁の今野です。
0:28:57	まず、
0:29:00	どちらも今必要だという発言だったんですけど、
0:29:09	まず、煙の方なんですけど煙については保安水準②なので、火災区画内に火災の影響が限定できればいいと。
0:29:18	で、この前の、この前のヒアリングの方でモリヤの方から、
0:29:25	入口のところと、立坑のところの間のところに、垂れ壁とか、梁みたいのがあるんですかっていうのを確認して、ありませんというふうに回答いただいている、
0:29:35	そうするとこのシンプル配管室っていうのは、一体の感知区域として扱うことになると思うんですね。
0:29:42	で、入口でそうするた時に入口のところで火災が発生しましたと、煙が優先して感知されるような火災が発生したときに、その煙っていうのは、入口のところん。
0:29:53	から広がっていて、垂れ壁がないので立坑のところに入って行って、立坑のところはファンが起動しているので、そこから煙がずっと流れていて同じ理屈でループ室の煙感知器で、
0:30:05	間ちいできると思うんですよね。
0:30:07	十分な保安水準①であれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:12	難しいかもしれないんですけど、十分な保安水準②を達成するためにも、入口のところがいるのかどうか、今私がさっき説明したような理屈だと。
0:30:24	必ずしも既そこに、入口の煙感知器に機能を期待しなくても、
0:30:30	十分な保安水準②が達成できるように、御考えられなくもないんですけど関西電力は違う考えは何か持ってるってことですかね。
0:31:52	あ、すいません規制官規制庁の今田です。関西電力の方すいません私の発言聞こえてましたでしょうか。
0:32:02	関西電力吉田でございます。今岩野様がおっしゃられたようにですね、入口付近の煙、これについては
0:32:14	つけなくとも、ゆくゆくはこの風の流れに乗ってですね、ループ室の煙で検知できると、ということで保安水準 0 に、それは説明可能だったと。
0:32:28	といいます。ただ我々としてこういうふう設計したのは、極力エリア内にですね、放射線量が低い場所あれば、そこにも、
0:32:40	つけて、同じ本筋 02 位ではあるんですけども、入口扉から煙が漏れるということも想定されますんで、そういう意味で、煙はつけていると。
0:32:54	ということです。ただこれがないと保安水準 0 に達成できないかと言われると、そうではなくて、これはベター設計になると。
0:33:04	いうふうに思っております。
0:33:07	はい。規制庁の岩間です。ありがとうございます。
0:33:10	今
0:33:13	せ、今説明していただいたようにベター論っていうことであれば、ちょっと位置付けをですね、必要なのはこれですなお早期に、
0:33:25	感知できる、もっと早期に感知できるようにとかまあ、ちょっとすいません私の言い方は良くないかもしれないですけど
0:33:32	位置付けが、別ののものだとわかるようになっていうんですかね。
0:33:40	必ず、必ず必要なものと、そうでないものと位置付けがしっかりわかるようにちょっと、この書きぶりのところは工夫をしていただきたいと思えます。ここまでで関西電力のよろしいでしょうか。
0:33:55	はい。関西電力吉田でございます。感知器の位置付けが明確になるように、記載を修正させていただきたいと思えます。以上です。はい、規制庁の米津ありがとうございます。
0:34:07	続きまして熱に関して何か、次は熱の方なんですけど、熱、一方で熱はですね十分な保安水準 015 適用されようとしてると思うんですね。で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:17	熱については、十分な保安水準 01 を達成するために、必ず必要なものだっていうふうな発言がさっきあったんですけど、そこについては変更はないですね。
0:34:32	はい。関西電力吉田でございます。この入口付近の床面での火災を考えた場合は、熱については、保安水準②達成に必要と。
0:34:43	ということで、マストということで考えております。
0:34:49	はい。規制庁の岩間です。ありがとうございます。
0:34:54	さっき 1 個前のちょっと話に戻るんですけど、十分な保安水準を達成、スルー上での理屈の考え方っていうんですね。それが、
0:35:05	この入口の、さっき佐野とか、
0:35:08	縦エコーのところの話をしましたけど、入口のところも同じような整理で、
0:35:16	例えばですけど、入口のところに熱感知器を置かなかつたとしますと、そうしたときに、入口のところで火災が発生した場合に、煙と同じように、
0:35:28	温まった空気っていうのは、ファンを通して下部のところまでずっと流れていきますと、ただ、入口のところと、に火災防護、消防法施行規則通りに設置した場合と、
0:35:39	同じような、すいません、入口のところに、入口のところの空気の温度と、
0:35:46	シンプル下部のところの空気の温度が必ずしも一緒にならないので、十分な保安水準①を設計、満たそうと思ったら、
0:35:56	入口のところろうの火災っていうのを深部のところで①を満たすように、検知することはできないのでやっぱり①の、を満たすためには、入口のところに煙管熱感知器が必要なんですっていう。
0:36:10	何かそういう同じ理屈、理屈を立てようと思ったら、必ず、
0:36:15	熱感知器が入口のところにナイトウ、十分な保安水準 01 が達成できないんですっていう、何かそういう理屈を考えられておられるのであれば、何かそういうところも踏まえて、
0:36:26	そのために、入口のところには熱感知器が十分な保安水準 01 を達成するために、必ず必要な機器なんですっていう、そういうところはわかるように、ちょっと
0:36:36	説明をちょっと工夫していただきたいと思っています。ちょっと長々と話してしまったんですけど、趣旨の方関西電力の方はご理解いただけますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:50	はい。関西電力吉澤でございます。保安水準①というところで、説明に必要な材料としては、
0:37:01	その場所の熱と、感知器がついている場所の熱、これが同じになるというところの説明が必須と。
0:37:13	ということで、こちらは受け取りました。で、少し我々が①か②かというところの判断。
0:37:24	の一つとして、時間的な遅れの程度、これがどれぐらいかというところで、これは程度感になるんですけども、
0:37:35	例えば入口付近で、火災が発生したときに、それが立坑の部分に熱が流れていって、そ、
0:37:46	から下の方で感知できる、そこまで時間、
0:37:51	ていうところ、これが①イとしては、許容できないんじゃないかと、ということで入口付近については、直接この熱で感知しようと。
0:38:04	一方その立坑から下のシャローの部分、これシャローの部分が床面になるので、ここで火災が発生した場合は、空気の流れですぐに
0:38:19	新聞株の熱で感知できるんで、これは丹時間的にも、同等水準というふうに、
0:38:30	考えて、そのような設計を今はしております。ただ
0:38:37	どこまでの時間遅れが許容されるかというところがちょっとこちらでも掴みきれれておりませんで、
0:38:49	その部分で、保安水準 01 か 002 かというところでちょっとこちらでも悩んでるところなんですけども、時間がたてば当然同じ熱、
0:39:00	になると、ということはいえるんですけど、ちょっとこちらで①②どちらを選択するかというところで、ちょっとそこで、
0:39:12	悩ましい部分になっております。
0:39:17	はい。規制庁の今野です。ちょっと注意なんですけど、我々として同じ熱、温度になるってところが必須だとは思っているわけではなくて、
0:39:30	これまで脱塩塔のところに関西電力は、そういうふうに説明をしていたので、今回も同じ理屈なんですかと、同じ理屈だったら同じように説明をしていただきたいと。
0:39:42	で、別の理屈、例えばそのさっき言われたような時間遅れとかっていうところが、加味して何か別の理屈で十分な保安水準 0 一型数を撮影しようというふうに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:53	説明をしようとしているのであれば、新しくそういうちょっと理屈を作った上でそういう説明していただきたいということなんですね。なので必ずしも
0:40:03	我々それがないと丸井知事が生み出せないっていうふうな主張をしているつもりはないです。
0:40:15	はい。関西電力の志田でございます。排気ダクトの時の説明も、エリア内で天井付近に溜まった、空気熱、これがまた短時間のうちに、
0:40:31	排気ダクトに流れ込んで、同じ雰囲気になると、まあ、あの時説明してますんで、それと同じような短時間で、空気の流れに乗って、
0:40:45	熱が感じできるというところの説明、これは同じように説明はできてると思ってます。そんな時に入口付近の熱について、どういう位置付けにするかと。
0:41:00	いうところ、これについてはちょっとこちらでもですね、検討して、位置付けを明確にするように、記載を修正させていただきたいと思います。
0:41:14	はい。規制庁の岩根です。それではそのように、ちょっと検討していただいた上で、資料の修正をお願いします。
0:41:21	熱感知器についてはシンプル配管室についてはここまでで以上にしたと思うんですけど、衛藤関西電力の方からこの点について何かあればお願いします。
0:41:37	特になさそうですかね。
0:41:41	衛藤関西電力原子力事業本部でございます。こちらからは特にございません。あと先ほどございました、立坑部分の煙感知器、
0:41:52	の設置、
0:41:55	狭隘部分でつけられないといったところの、先ほど説明の回答につきましては、後程回答させていただきますので、どうぞお待ちください。以上です。はい。規制庁の伊賀ですサロのところに設置できない理由ということですよ。
0:42:11	関西電力原子力事業本部です。猿田のところの質問回答でございます失礼しました。
0:42:17	はい。規制庁の山名です。それでは準備ができたらお願いします。守谷室長から何かあればお願いしますシンプル配管室についてですね。
0:42:28	今までの議論をしっかりと詰めていただければということだけですけれども
0:42:39	桐野中出とかいろいろと少し整理しながらちゃんと整えていただければと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:47	はい。規制庁野々山です。ありがとうございます。じゃあ次屋外のエリアのの方に移りたいと思います。当区外のエリアについては、
0:42:56	資料、ちょっとくださいね。
0:42:58	少々お待ちください。
0:43:01	はい、すいません新聞について衛藤も、西内さんお願いします。
0:43:06	すいません規制庁の西内ですけど、ちょっとシンプルの煙の部分だけ1個だけ確認したいんですけど。
0:43:13	さっき吉澤さんの説明の中で、
0:43:18	シンプル能入口部分の煙の方、
0:43:22	設置してる理由のところ、何かちょっとあまりうまく聞き取れなかった部分だったんですけど、何か入口扉から煙が漏れるかもしれないので、放射線が低いここにはちょっと煙をつけましたみたいな説明があったと思うんですけどそこら辺のちょっと説明もう一度お聞きしたいんですけど。
0:43:41	どういう理由で今煙をそこにつけてるんでしたっけ。
0:43:48	はい。関西電力吉田でございます。この入口部分の床面で火災が発生した場合、まず煙は上に上って天井面にたまって、
0:44:00	それが図ではちょっと読み取れないですけども、左右に広がっていくと。左の部分行くと、入口扉があるんで、そこからゆくゆくは煙が漏れてる可能性があるかと。
0:44:16	右側に行った立坑の部分に、今言った煙は空気の流れに乗って、シンプル配管室からループ室にて煙が、
0:44:28	現地で煙を検知できるということで、ちょっと空気の流れの、下流側、あと上流側で空気の流れのない部分これを前後で
0:44:43	煙で感知できるようにするということで、こちらは
0:44:51	設置していると、いうことでございます。ただ保安水準②というところで行くと、格納容器内に、
0:45:01	火災営業限定ということになるので、そこはこの煙がもしなくて、入口扉から漏れて、
0:45:12	煙が漏れ出るという状況を考えた場合ですけども、そのときは、課税の流れに乗ってですね、ループ室で煙を感知すると。
0:45:25	いうこともできますんで、それは保安水準0に達成できるんじゃないかと。この入口の煙がなくてもですね、
0:45:36	というふうに、こちらは考えた次第でございます。
0:45:46	規制庁ニシウチさ、よくわかりましたありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:45:50	何かちょっと念のため確認しときたいんですけど。
0:45:55	十分な保安水準②の定義なんですけど、今日の説明資料っていう、
0:46:03	と。
0:46:04	資料 2-144。
0:46:09	ページですかね。
0:46:12	のところで、多分文章で書かれてますけど、
0:46:16	もう保安水準にはあくまで、
0:46:23	ちょっと待ってくださいね。
0:46:30	そう。そっかそっか本筋②はあくま火災区域なし区画内に火災の影響を限定できるよなっていうのが目標的であって、
0:46:41	ただ今回の場合でいうとCV内に限定できるようになってというのが動いていると、ということですよねその上で何か関西電力の説明を聞いていると、
0:46:52	何かこれだけじゃなくて、何かプラスアルファのような設計をしているようにも何かよく聞こえるんですよ他の方のところの説明を聞いてても要は
0:47:02	①は結局できないんです。②をやるんですけど、できる限りのことなんかをやりましてっていうような説明にも聞こえるんですよ。
0:47:09	例えば何かループ室とか加圧器室内の話も聞いていても何かそういうふうに感じたんですけど、保安水準②の定義っていうのはあくまでこの通りでいいんですよ。要は、何て言うんですかね。
0:47:20	ちょっと文章上は読み取れないんですけど、できる限りのことを、設計し、できる限りの火災感知器を設置して、限定できるようにしますとかそういう説明ではないと思っていいんですよ。
0:47:34	はい。関西全力ヨシダでございます。保安水準②はあくまでも火災区域または火災区画の中に、火災影響を限定ということで、こちらは考えております。
0:47:47	感知器、それに必要でない感知器についても、設置する設計として、いろいろ資料でも説明していることはこちらでも認識しましたんで、
0:48:00	先ほど岩野様からのコメントもありましたように、必須の設計とべた設計、これの区別ができるように、資料に落とし込みたいと考えております。
0:48:14	そんな規制庁ニシウチです了解しましたよろしく申し上げます私の認識もクリアになりましてありがとうございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:24	はい。規制庁の今野です。それでは屋外のエリアに移りたいと思います。屋外のエリア資料 1 の 9 ページをお願いします。
0:48:35	資料 1 の 9 ページのところ、屋内って書いてあるところの説明なんですけど。
0:48:41	屋内のエリアについては、
0:48:45	2 行目のところですねなお書きのところ、火災区画外であっても消防法施行規則で火災感知器の設置が必要となる場所は、自主的に異なる 2 種類の感知器を、
0:48:58	設置しているっていうふうに書いてあるんですけど、この自主的って書いてあるんですけど、
0:49:02	衛藤。
0:49:05	火災防護審査基準上は、屋内については、火災区画、火災、9、火災区域内であれば、火災防護対策を求めているので、
0:49:16	火災区域の火災区画外であって、火災区画に設定されていないようなわけであっても、火災区域内であれば、2 種類の感知器赤間火災防護対策として 2 種類の感知器を求めているので、
0:49:29	これは自主的っていう位置付けではないんじゃないかと思ってんですけど、関西電力の方がこのところ、何か説明はありますでしょうか。
0:49:54	はい。関西電力原子力事業本部でございます。そうそうお時間くださいお願いします。
0:49:59	規制庁の今田です。承知しました。
0:52:20	はい。関西電力吉田でございます。
0:52:24	この屋内の白抜きエリア、火災区域の中だけでも、火災区画を設定していない箇所、
0:52:34	ここについては、火災防護上重要な機器等もないというところで、
0:52:41	火災防護審査基準に基づいて基づくと、感知器を設置する必要がないエリアというふうに考えてましたけども、
0:52:52	先ほど基準以上の感知器もつけているというところで、マストかベターかというのがよくわからないというお話もありましたけども、
0:53:05	ここも白抜きエリアだけでも、
0:53:10	感知器をつけていると、いうことを説明したかったためになお書き、これを書いてますけども、これを書くことで、よくわからないと。
0:53:23	いうことになるのも、理解できますんで、このなお書きについては、削除する方向で見直したいと思います。
0:53:37	規制庁の今田です。資料の修正の方向性については承知しましたか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:45	火災防護審査基準のですね 2 ポツの基本設計のところこれすみません 守谷室長から何か補足があれば説明の後に補足していただきたいんで すけど、私の理解だと、2 ポツの基本事項のところ、
0:54:01	書いてあって、①例えば①のところですけど、原子炉能停止に必要な系 統及び機器が設置される火災区域及び火災区画、
0:54:16	に対して、対策をなさいよっていうふうに、基本事項の 2 ポツの基本 事項を見るとそういうふうになってるんですね。ここをもとに、ちゃんと 9、
0:54:27	9 画だけじゃなくて、区域全体に対して、要求をしてますよっていうことが このところで明確になっているというふうに理解をしてるんですけど。
0:54:37	もしすみません室長から補足があればお願いします。
0:55:04	あっせん。すみません規制庁のようですちょっと見ると解除してませんで した。
0:55:09	後のその修正の方向性については承知をしたんです理解をしたんです けど、基準としてどこで区域に対して要求をしているかということですね、
0:55:20	火災防護審査基準の 2 ポツの基本事項のところを見ていただきたいん ですけど、2 ポツの基本事項のところ、
0:55:28	以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づいて、火災防護対策 を講ずることっていうふうになっていて、①のところでは、
0:55:37	原子炉の停止Cを達成するために必要な安全機能を有する構築物系 統及び機器が設置される火災区域及び火災区画、
0:55:47	ていうふうに書いてあるので、ここで、区域全体に対して火災防護の
0:55:53	対策を要求しているというふうに理解をしています。持田室長すみませ ん。ここで私は量刑していると思ってるんですけど、補足等あればお願 いします。
0:56:09	ここ、ちょっとややこしいというか
0:56:14	モリヤですけどもここ全体が
0:56:17	僕がエリアの話をする文脈だけど一部暗い話が入ってたりするところ でちょっと
0:56:25	その辺で火災防護審査基準通りにやる話と、そうでない話とはちょっと 文脈東条ごっちゃになってるところがあるのかなと思ってて、
0:56:34	その関係でちょっと書きぶりが遅れているところがあるのかなと思う ので、ちょっと
0:56:42	多分、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:43	そんなにおかしなことではな、おかしなことが書いてある感じではないんだけどもちよつと書き方が、
0:56:52	何か引っかかってくる感じかなと思ってたので、
0:56:55	助成書きぶり設定していただければと思っているというところです。
0:57:06	規制庁の矢野です。森谷市長すいません。今のここの説明では関西電力の資料の9ページのところですね、ここでは屋内で書いてあるところの説明の中で、
0:57:18	自主的に異なる2種類を設置するっていうふうに書いてあるので、あくまで関西屋内のことを説明してるんですね。そうそう、そこが
0:57:31	ちょっとその辺が屋外の話をした時の文脈と屋外の方の話をする文脈がちょっとごっちゃになってる可能性があるのもその辺の整理なのかなと思って。
0:57:42	見ているんですけども。はい。規制庁の今田です関西電力の方にお伝えすると今のモリヤの説明は
0:57:53	ちょっと屋外の流れで説明をしていたので屋内と屋外がごっちゃにしてちょっと説明を考え、していないいいんじゃないですかと、屋内については火災防護審査基準でこう書いてあってようけして、
0:58:07	いる通りで、屋外についてはまた別の整理があるかもしれないけど少なくとも屋内のところについては、この記載間違いじゃないですかって言うようにそういう説明だと思うんですね関西電力の方いかがでしょうか。
0:58:33	関西電力原子力事業本部ウシジマでございます。これまでの議論です、屋内建物の中と外というところについて、分けて議論をしていたときにですね、
0:58:46	建物の中については審査基準に基づき、なおなおかつ消防法施行規則の考え方が適用の考え方に基づいてですね、設置の仕方を勘案する、する。
0:59:00	んだよねと、そういった議論をしてきたと理解しております。屋外についてはちょっと消防法施行規則の適用対象外であるとか、そこについての適用の考え方っていうのはちょっとまた整理があるよねと。
0:59:14	いうお話だったと理解してますので、ちょっとそこに手出した時にですね、今の屋内の白抜きというんですか、私どもが今まで区画を設定していないと。
0:59:24	いったところからですね、ここにパンチキーは自主的な位置付けでございますという記載にしてございますがちょっとこの辺りはもう一度記載について検討させていただければと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:38	規制庁の柳井です。その辺ちょっと検討していただいて、資料の修正等ですね、お願いいたします。次の項目に移りたいと思います資料 2 の 117 ページをお願いします。
0:59:56	この 117 ページのところであえと一番下農業のところですね、海水ポンプ乾燥後の火災による影響を限定するためって書いてあるんですけど、これ、
1:00:08	確か 2 月 22 日の方の時に、規制庁の方から湖面確認事項リストを出してますけど確認事項リストの 22 日のヒアリングの
1:00:20	2 月 22 日のヒアリングの確認事項 3 のところで一度指摘をされていて、そのとき関西電力からは、ここは影響軽減の内容が、の目的、
1:00:31	感知の消火の目的じゃなくて影響軽減の目的を書いていたので記載を修正しますっていうような回答をいただいていたと思うんですけど、ここについては何か考えが変更されてこの記載が残っているのかそれとも、
1:00:44	修正漏れなのか、ちょっとどっちか、説明してもらってよろしいですか。
1:00:58	はい。関西電力吉田でございます。これにつきましては修正漏れでございます。
1:01:03	はい。規制庁の山名です。承知しましたそれでは申請の方をお願いします。
1:01:08	次の項目ですね、ここで都築の項目もこの比 117 ページから 118 ページのところにかけての、
1:01:20	確認なんですけど、前回のヒアリング、前々回ぐらいのヒアリングのところ、関西電力の方からですね、
1:01:30	屋外のエリアのところについては、平成 30 年の 10 月 30 日の事業者意見聴取のところの、最後のところで、九州電力とあと、
1:01:40	大島こちらの規制庁の大嶋の方とのやりとりがあって、その発言をもとに、
1:01:50	こういう設計にしています。その時の議論の通りに設計してますやに、説明があったと思います。
1:01:58	ちょっとそのまず明確に確認をして資料に起こしていただきたいのは、この時のその事業政権聴取のやりとりなり、内野大嶋の発言を、
1:02:11	聞いた上で関西電力は、その内容をどういうふうに理解してどういうふうにとらえて、今感知器設計をしようとしているのか。
1:02:23	ていうところを、説明していただきたいと、ここがまず 1 個目ですね。その上で、前回のヒアリングの時には、何か簡単に説明があったんですけど、過去の審査の中で、屋外のエリアについて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:38	そうですね。その上で過去の審査の中で屋外のエリアについては、すでに審査済みなので、それをもって、説明しているんですけど、古藤をちょっと説明されてたんですけど。
1:02:53	そういうことであれば、過去の審査でどのように説明をしていたのか、過去の許可、過去の過去の申請の中で、どういう資料を提出して、どういう説明をして、どういう感知器設計をしますっていうことを説明していたのかっていうところを、
1:03:09	当時の資料の該当箇所を
1:03:13	示して説明をしていただきたいと。
1:03:15	思ってます。この数、該当箇所とかについてはですねまず許可のところから、許可の時点でどういうふうな説明をしていたのかということからまずは順番に説明をしていただきたいと思っています。
1:03:29	すいませんちょっと長くなってしまったんですけど、こちらすみません、確認したい事項はちょっとご理解いただけますでしょうか。
1:03:44	はい。関西電力吉田でございます。この感知器バックフィットの公開会合の議論を踏まえて、こちらがどういう認識で、このバックフィットの
1:03:56	設計をしているかというところは資料に落とし込みたいと思います。あと屋外については基本的には、一括工認時の設計と同じというふうに、
1:04:10	こちらは考えておまして、それについて一括工認時で、許可後、工認ですね、の時に、どういった説明していたかと。
1:04:20	いうことについては、整理して、これについても資料に落とし込みさせていただきます。
1:04:28	はい。規制庁の岩野です。お願いします。まずは許可のところはどう説明していたのか、その上で、工認でどう説明するの工認で説明、工認でどういうふうに説明していたのかっていう
1:04:41	両方ですね、順番に説明をしていただきたいと思っています資料の方、準備の方お願いします。
1:04:50	そうですね。はい。これについては、以上です。
1:04:55	そうですね関西電力の考えと、あと、過去の審査でのことについて説明しようとしてる場合は、具体的にどういうふうな説明をした、しようとしていた、説明をしたのかっていうところのファクトをしっかりと押さえて、資料を、
1:05:09	作っていただきたいと、そういうことになります。
1:05:12	ここについては以上になります。次ですね。
1:05:19	同じく資料 2-118 ページのところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:25	1 行目のところですね、この感知器を、保安水準 01 を確保できるよう、
1:05:33	設置しますと設置する設計としますというところが 1 行目から 2 行目のところ、ところにかけて説明されていて、
1:05:45	これもシンプル配管室とかの話と似たような話になるんですけど十分な保安水準 015 満たすために、
1:05:57	どういう理屈をもって満たそうとしてるのかっていうところが、説明が不十分だと考えてます。今ここに書いてあるのは、感知器の設置方法、
1:06:07	が書いてあって、感知、感知器を設置そういうふうな設置をすれば、十分な保安、何の説明もなく自明で十分な保安水準 01 が達成できるような書きぶりになってるんですけど、
1:06:20	それだとちょっとまず説明は不十分だと思っていて、どういう理屈を、そういう設置をするすればどういう理屈で、十分な保安水準 01 が達成できるのかっていうところのその間の、
1:06:31	どこの業界のところの説明をしっかりとわかるように資料に起こしていただきたいというところがこの指摘ですね。
1:06:39	衛藤。
1:06:41	関西電力の方、まず、ちょっと指摘の趣旨、意思確認の趣旨を、はご理解いただけますでしょうか。
1:06:57	はい。関西電力吉田でございます。保安水準①と大下している考え方ですね。これが記載ないということなので、そこについて検討させていただきます。
1:07:11	ただちょっと屋外についてはもともと消防法施行規則で設置する基準フォローについては、屋内ベースで、
1:07:23	床面をカバーするよというのがあるんですけども、それに比べて、これ屋外になるので、準じた設計をしてるんですけども、
1:07:36	ちょっと保安水準 01 とをする時の、その比較というところが、非常に難しいところもありまして、ここについても、ちょっと改めてですね、
1:07:49	社内で、保安水準①なのか、②なのか、その辺よく議論して、資料修正させていただきたいと思います。
1:08:00	はい。規制庁の今田です。お願いします。まさに今ちょっと言っていたところなんですけど、十分な保安水準①っていうのは、消防法施行規則通りに設置した場合と同等の
1:08:13	性能ですよと。で、十分、消防法施行規則っていうのは、あくまで床面に対して網羅的に見るようなことを求めているで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:24	今回関西電力の説明だと、この感知器は、床面を網羅的に見るような設計をしてるわけじゃなくて、熱源となりうる。
1:08:33	海水ポンプは陰となりうる海水ポンプに、死角なく見るように設置するっていうふうな、野瀬設計の設計だというふうに説明されていて、
1:08:44	床面を網羅的に見るっていうところの性能に対して、
1:08:52	あとやっぱり価格に対して、もう資格なく見るっていうところLower必ずしもイコールではないと思ってるので、もしそのがイコールなんですよっていうことであれば、そのイコールになるような、その説明を、
1:09:08	補足していただいて、そうじゃないんであればちょっと
1:09:14	記載ぶりなり設計方針なりを、ちょっと主、検討していただきたいと、そういう趣旨になります。
1:09:22	関西電力の方、今の
1:09:25	ことはご理解いただけますでしょうか。
1:09:30	はい。関西電力原子力事業本部牛島でございます。今おっしゃっていただいていることを伺いながらですね、私も屋外においてですね何ていうんでしょう。
1:09:40	その感知器を屋内で適用する場合の物差しというんですか。そういったものをですねともに同じ物差しで当てて撤去してるかという、必ずしもそうではないと、いうことはですね、承知というか、理解をさせていただきます。
1:09:59	ですので、保安水準①ということですね炎感知器が発火元をねらって、感知できると思っはおるのですが、そこがですね、屋内におけるその感知器の本来の使われ方と、
1:10:14	感知の性能ですね、そこと同等以上であるかという水準を示すということは非常に難しいと正直考えてございます。そういった観点から私ども、でき得る限りの努力としては、
1:10:27	8 掛けをねらって、感知できるという意味合いからは保安水準 01 と考えておったんですが、意味合いから考えていきますと、保安水準②というところの方が、
1:10:39	ヒットするのかなというようなことを今こちらの中でもですね、ちょっと議論をしていた次第でございます。ちょっと今そのようなことで頭をまだ、また整理させていただければと思っております。以上です。
1:10:52	はい。規制庁の岩間です。今の時点での関西電力の考えは理解をしましたので、検討した上で資料の修正の方をお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:11:01	次の事項に移ります。次の事故は同じく海水ポンプの熱感知器のところの設計で、十分な保安水準②を確保するってところなんですけど、これも同じで、
1:11:13	設置方法をすれば十分な保安水準②が確保できるってことが自明なような書き方になってるんでここについても同じように、どういう理屈で、
1:11:24	そういう設定をすればどういう理屈で十分な保安水準或いは達成できるのかというところの説明を、同じように追加をしてください。
1:11:30	で、
1:11:33	えーとですね、2月の18日のヒアリングの中で、高天井のところですねタカタ天井の熱感知器とあと、煙感知器ですかね、については同じように、
1:11:47	8掛けをねらっては、加瀬は陰になりうる機器に対して、設置するという設計を確かして、
1:11:55	していて、
1:11:58	2月18日のヒアリングの中でですね、
1:12:03	同じように、十分な保安水準02を達成できる理屈を説明してくださいっていうふうに、指摘していたと思うんですけど、ちょっとその指摘のアシードが確認した内容っていうのが、
1:12:15	資料に落とされていなかったの、
1:12:18	高店長についても、2月18日の確認に対する回答として、その理屈をしっかりと入れていただいた上で、同じように、屋外のところの熱感知器についても同じように理屈を、
1:12:31	このところにしっかりと書いてもらいたいと。
1:12:34	そういう確認になります。関西電力の方よろしいでしょうか。
1:12:50	はい。関西電力原子力事業本部芝でございます。今ご指摘いただいたまずその前段にありました海水ポンプのモーターのところは、下部のブローの内包機器のところの、
1:13:02	嘉永と熱感知ですね保安水準02を確保できるようにと考えているものの、それはどういった理屈でっていうところの岡が書き足りてないところ、これ書かないといけないということはおっしゃる通りだと思います。
1:13:15	その点理解でございます。今しがたおっしゃられた、すみませんちょっと私どもが対応が不足してたのかもしれないかと思いますが、2月18日にですね、ご指摘いただいた、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:29	赤点上のところの記載が書き足りてないとおっしゃってるところは、今おっしゃってるのは、ていうところの、あれですか、使用済み燃料ピットのところですか。江藤。
1:13:41	小此木池本お話だったのかというのは違う。
1:13:45	すいません。
1:13:46	ずっとページいけてなかったもので、
1:13:49	ユリでございます。
1:13:55	はい。規制庁の今野です。ちょっと待ってくださいページ番号で言うのですね少々お待ちください。
1:14:20	すいません。そうですね。とりあえず、資料 2 の 129 ページのところをお願いします。
1:14:38	129 ページのところ、二つ目のパラグラフ
1:14:43	のところ、
1:14:44	保安水準②を、
1:14:47	確保できるように、
1:14:50	等は影発火元となりうる設備の直上に、指示、
1:14:57	鋼材を使用して設置する設計とする感知器を設置する設計とするっていうふうなところが、
1:15:03	書かれていて、
1:15:06	すいませんちょっと私この記載を見て、その間の理屈が入ってないなど、理解と思っていたんですけど、すみません他のページのところで、その理屈を、
1:15:18	書いていただいとるところがあれば、すみませんページ番号を教えてくださいと幸いです。
1:15:28	関西電力原子力事業本部中馬でございます。私も今ちょっと捲っており、確認していたところで、129 ページの(2)の新燃料貯蔵庫エリアのろうのところの保安水準 02 で 8 下限となり得るところですね。
1:15:44	ここが火災区画の中で、きちんと火災が限定できるというところの理由づけ、その部分の記載が足りてないということを、でございますので、その点、理解をして、理解でございます。他の箇所がどう、どうというところは私の方からございません。
1:16:03	ただ確認はいたします。はい。以上です。はい。規制庁の今野です。それではすいません。確認と、申請の方をよろしく申し上げます。
1:16:13	ここまでが高天井あざ型屋外エリアの話になります。屋外エリアについて

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:22	これ、
1:16:23	規制庁側からは何か、何もありませんね、守谷室長から何かあればお願いします。
1:16:31	いや、あまりでそこまでのところは特に、今ご指摘の通りだと思います。お願いします。はい。規制庁の今田です。ありがとうございます。関西電力の方から、
1:16:41	屋外エリアについてこれまでのところで何かあればお願いします。
1:16:50	関西電力原子力事業本部でございます。こちらから特にございません。
1:16:55	はい。規制庁の今野です。それでは、屋外のところはここまでにして、次ですね施工上の留意点のところの関係について幾つか確認をしたいと思います。資料1の13ページをお願いします。
1:17:22	はい。資料1の13ページの、AとAとBのところの、についてなんですけど、
1:17:29	ここで、上から2、5行目のところからなんですけど、
1:17:37	藤層の厚さが1メートル以上になった時点で隣の総区画に熱及び煙が流れ込みってところが、
1:17:46	書いてあるんですけど、
1:17:47	この部分文言についてなんですけど、1月26日の規制委員会であつたりだとか、工事基準書。
1:17:57	その中で、個人、許容されているのは、1メートル未満の高さの梁のところで区画されている。昇格昇格について認めていて、
1:18:09	そういうことからするとですね、1メートル以上になったと。
1:18:15	1メートル以上になった時点で流れ込みっていうよりも、
1:18:21	熱感知器については0.4から1メートル未満の煙感知器については0.6から1メートル未満ってところの未満の針の高さ、
1:18:32	それが超えたとき、その針の高さ以上になった段階で、
1:18:37	流れ込むっていうそういう記述の方が、適切だと思うんですけど、関西電力の方、よろしいでしょうか。
1:18:51	はい。関西電力吉田でございますこの小区画の記載については、1メートル未満というのが工事基準書、或いは規制委員会の定まった方法と、
1:19:05	いうところなので、それを引用する形で、ちょっと記載ぶりに修正いたします。1メートル以上とすると、1名、
1:19:17	ルーを、が入るか入らんかとか、その辺の微妙なところになると思うんで、そこは工事基準書なりの記載の裏返して、
1:19:30	記載させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:33	はい。規制庁の岩根です。そのように修正をお願いします。
1:19:37	あと二つ目ですね。同じく13ページのところの、についてですね。
1:19:44	委員についてなんですけど、資料で言うところの、の項目の2行目のところですね。
1:19:52	2行目のところで空気の吹き出し口が、天井から、
1:19:58	鉛直方向に1メートル以上の位置にある場合はっていうふうに書いてあるんですけど、
1:20:07	の資料に資料2の52ページですね。
1:20:17	このEのところを書いてあるのは、
1:20:24	吹き出し口から幹事金の鉛直方向距離で1メートル、以上です。
1:20:31	吹き出し口から感知器の鉛直方向距離で、
1:20:36	て書いてあってます。ここには資料1の方には、
1:20:40	吹き出し口から天井までっていう天井と吹き出し口を比べていて、一方で、資料2の52ページのところは、吹き出し口と感知器の位置関係を比べていて、そこに微妙に
1:20:52	記載の違いがあるんですよね。感知器っていうのは必ずしもその天井面にぴたっとくっついて設置されてるわけじゃなくて、
1:21:02	感知器から30数、30センチ以内の場所に設置すればいいので、そのつり下げたりして設置するようなことも、30センチ以内であれば、
1:21:12	あり得るんですね。そういうようにちょっと必ずしも天井面に設置され、
1:21:17	ない場合もあるので、そのところちょっと記載ぶりが、52資料2の52ページと、今回のコメント回答のところ、
1:21:28	記載ぶりが微妙に、天井と天井と比べてるのか感知と比べてるのかというところで、ぶれが出ているような気がする、ちょっとしっかり
1:21:37	いいと。
1:21:38	伊井委員に沿った説明を、コメント回答でしているというような、書きぶりっていうんですかね、説明ぶりに直していただきたいと。
1:21:47	思っています。すいませんちょっと長くなってしまったんですけど関西電力の方、よろしいでしょうか。
1:22:10	はい。関西電力原子力事業本部、牛島でございます。ご回答が遅れまして失礼いたしました。委員の記載に、蘇武形ですね、吹き出し口頭感知器の関係、こういった記載に、の方にこちら合わせるようにいたします。
1:22:26	はい。規制庁の岩間です。そのように修正をお願いします。
1:22:31	次の項目ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:35	これはちょっと念のための確認なんですけど資料 2 の 52 ページのところで、のところ、同じ印のところなんですけど、判例って書いてある欄のところで、伊井は熱感知器しか
1:22:49	熱感知器っていうふうにしただけ書いてなくて、こういう吹き出し口の、鉛直方向距離 1 メートル以上確保されている場合のこの設計、設置方法っていうのは、
1:22:59	熱感知器にしかたい。
1:23:02	適用しないっていうふうにかかれていと思うんですけどちょっと念のための確認なんですけど、煙感知器は使わなくて熱感知器だけだと、そういうふうなことを、そういうふうな理解でいいんですよ。
1:23:18	はい。関西電力大江発電所です。奥原さんおっしゃられる通り、熱感知器或いは熱感知器のみ適用となります。以上です。
1:23:29	はい。規制庁の今田ですこれちょっと念のための確認でした。ありがとうございます明確になりました。
1:23:35	次ですね、これ、すいません最後なんですけども、この同じく施工上の留意点のところについて、
1:23:47	えっとですね、52 ページのところには、一番最後のところで、1.5 メートル以内でも問題ない、1.5 メートル以内って書いてあるんですけど、
1:24:03	えっとですね、
1:24:05	この障防法、この
1:24:08	施工上の留意点っていうこの絵から、
1:24:15	Nとかまで書いてるところのちょっと位置付けにも関係するかもしれないんですけど、1.5 メートルの時点、
1:24:22	2001.5 メートルの地点に設置すること自体は消防法施行規則通りなので、特段特別な設置方法ではないんですよ。
1:24:31	今回委員については、1.5 メートル以内って書いてあるので 1.5 メートルも含んでいて、その消防法施行規則通りである、1.5 メートルも含んだような整理になってるんですけど、この施工上の留意点の位置付けとして、
1:24:46	消防法施行規則通りじゃないものについて、抽出して書いているのかなと思ったんですけど、そうではないんですかね、何かそのsex。
1:24:56	ただ単にその消防法施行規則通りのものも含めて何か分類をして、こういう記載にしているのかどうなのかというちょっと位置付けのところをまず確認してもよろしいですか。
1:25:26	安西電力老松伝書ハダマです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:29	今ちょっと判例の、AからNについて、消防施工部、消防法施行規則通りか。
1:25:39	という観点で申しますと、まず今回、パンチのPOS整理表上では、
1:25:45	通常の消防法施行規則通りでは、場所については、文学館近くまでという形で表記をさせていただいて、
1:25:56	ただ、実際、そこに当てはまらない例えば
1:26:03	本来、
1:26:06	消防、地元消防でもこういった例であって昇格の設計とか、そういったところは認めていてかつ現場でもこちらが適用して実際工場が行われた点をいると。
1:26:19	いう実態も踏まえて、
1:26:21	そこをわかりやすくするために、あれも、それから
1:26:30	わかりやすくするために、この凡例のほうを追記させてもらってます。
1:26:36	という回答になります。以上です。
1:26:43	すいません規制庁のようです。消防法施行規則通りじゃないものを集めて書いているわけではなく、
1:26:51	今んないってことなんすけどすいませんちょっと
1:26:56	うまく理解をできなかつたんですけど。
1:27:00	関西電力朝田です。もう一度ごめんなさい。消防施行規則の、その下位に示す、
1:27:11	今定められているようなこういった、
1:27:14	日本葛西河内工場が出しているもの。
1:27:17	ですね、ただしている自火報の工事規制書に基づくものが、
1:27:29	AB二つあって、
1:27:32	ですね。
1:27:33	それ以外のところにつきましては消防法施行規則に基づかない。
1:27:41	考え方に基づいたものっていう整理になります。以上です。
1:27:51	はい。規制庁の今野です消防法施行規則通りかどうかというところは置いておいて、
1:27:59	工事基準書に書いてあるような設置方法。
1:28:04	そこをそれを適用している場所として、飯尾。
1:28:09	示していると、消防施行規則通りじゃないところについて、
1:28:17	分類して書いているものじゃなくて、あくまで交通工事基準書に書いてあることを適用する場所かどうかというところを書いてあるという。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:27	ことですかね。ちょっとすいません私の、このAからNまでのちょっと位置付けがちょっとうまく理解できていなかったので、
1:28:39	そういうことであれば承知をいたしました。
1:28:55	はい。すいません。衛藤関西電力の方から今の点について何もコメントがなければ、鳥居今回、確認する事項は以上になります。
1:29:07	そうですね。
1:29:11	施工上の留意点について、規制庁側からトップに何もなければ森谷室長から何かあればお願いします。
1:29:20	大丈夫ですとフライデー。はい規制庁のような、ありがとうございます。関西電力の方からこの施工上の留意点の、幾つかの確認について、全体通して何かあればお願いします。
1:29:45	関西電力原子力事業本部の竹田でございます。施行令の、今ほどの凡例のところで示しておりますところの説明をちょっと補足します。
1:29:57	資料2の50ページ目、
1:30:01	の方に、前回のコメントをいただきまして、記載を充実しているところではございますけれども、そこに判例の位置付けというところを説明してあります。
1:30:14	で、50ページ目の中ほど、火災感知器の配置設計に当たりというところで、
1:30:23	当社の表記の仕方、説明しております、消防法施行規則通りに設置するところについては、
1:30:34	個数整理表の方で確認に丸をすると、それ以外のところで、配置図の作成上特区特記すべき事項というところ、
1:30:45	あと、消防法施行規則通りに設置するという上で、工事基準書等の考え方を適用したところにつきましては、その旨判例を記載すると。
1:30:58	いうふうに、後に説明してございます。
1:31:00	で、消防法施行規則通りで、かつ工事基準書の考え方を適用している判例というのが、AからAGの、
1:31:10	Gまでの判例になりまして、ここにつきましては、江沢総合放送部規則通り、
1:31:17	かつ、この工事基準その考え方を適用したという表記で、戸数整理表の方をまとめております。
1:31:24	なお、判例のHからNまでにつきましては、総合法施行規則通りに設置することがテックス適切でないエリア、保安水準を適用すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:37	いう形での設置となりますので、そこにつきましては、H以降の凡例で、個数整理法に整理表のほうに示しているという形で整理してございます。
1:31:50	説明以上でございます。
1:31:54	すいません規制庁の今野です。あと森谷室長にお聞きしたいんですけど、Bであるだとか、EとかG
1:32:04	AGIはいいですね。すいません。Bであるだとか、Eのところ、
1:32:10	については、消防法施行規則通りの設計っていうことでよろしいんです。たっけそういう位置付けでしたでしょうか。
1:32:24	モリヤですけれども、
1:32:29	止まって、
1:33:31	事務所、
1:33:36	いや、消防法施行規則通りではないかもしれないけれども、障防法として一般的に運用されている、一般的にというか
1:33:49	うん。
1:33:50	規制庁の今野です。衛藤モリヤすみません、実務的に運用されているものということで火災防護審査基準には適合してるものとみなしても技術的な差し支えないんじゃないかと考えているというようなものだと思います。
1:34:05	以上です。
1:34:08	はい。規制庁の岩間です。ちょっと今守屋室長から説明をしていただいたんですけど、
1:34:15	何か規制庁側のこっこの事務局側の方では何かちょっと別の意見もあったようなのでちょっと森谷市長から今ご説明いただいたんですけど、ちょっと引き続きこちらでもちょっと整理をした上で、
1:34:29	ちょっと森谷室長に後でまた別途ご相談をさせていただきたいと思います。
1:34:34	江藤すいませんちょっとここについては、ちょっと、
1:34:37	結論が出なかったとして、ちょっと次回以降また引き続き確認する事項があればお聞きしたいと思います。すいませんちょっともう一度説明していただいたんですけども、
1:34:49	またちょっと別途ご相談をさせていただきます。
1:34:51	藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:34:53	菅、浅井電力の方はすいませんちょっと最後のところちょっとうやむやになってしまったんですけど、ほかになれば、スケジュールの関係に移りたいと思います。
1:35:04	すいません関西ウシジマでございます先ほどの件につきましてはよろしくお願ひいたします。ただ、私どもの認識としてはですね消防法施行規則の23条の4項に書き切られてはないにしても、
1:35:18	消防関係の業界においてはですね、デファクトスタンダードといいますか皆さんが慣行として、これは許容されるものとして、施行、基準書等でですね、
1:35:31	実運用されているという世界の話かと、そのような理解をしてございました。ですのでそのようなことも踏まえた書き方にしているところでございましたので、また基準解釈をめぐってですね、
1:35:44	ちょっともし記載としてですね、適切な解釈といったところがもしございましたら、またご教示をお願いいたします。その点につきましては私どもからは以上で、
1:35:55	1点すみませんスケジュールに入る前にですね、車両についてこちらが宿題をちょうだいしておりましたんで、こちらのご回答いたします。
1:36:06	関西電力吉田でございます。シャローを、階段の部分ですね、こちらに感知器をつけていないと、いうところの考え方について説明させていただきます。
1:36:21	消防法施行規則第23条の4項、ここに感知器の設置方法であるとか、そういうのが具体的に書いてあるんですけども、設置場所、
1:36:35	についてですね、23条第5項の方になるんですが、これはシャワー室の時もちょっと一時議論になったところですけども、
1:36:46	この第5項の方に、第1号及び3号に掲げる場所にあつては煙感知器を設けなければならないという記載があつて、
1:36:57	その第1号に階段及び傾斜漏というふうに書かれております。まさしくこの階段及び傾斜漏の部分に該当するので、煙をつけなければいけないということになって、煙については、
1:37:11	いやなへの設置が困難というところで、設置していないと、いうことで、設計しております。
1:37:36	あ、規制庁の岩根所長お待ちください。
1:38:42	あ、はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:45	規制庁の岩野です。とりあえず説明については聞きましたので、これについて確認すべき事項があったら次回ヒアリング、次回以降のヒアリングでまた
1:38:56	確認をしたいと思います。
1:38:59	すいません。江藤すいません今の点1を資料にも落としていただけますと幸いです。
1:39:05	これについては、特段こちらからは何もありません関西電力から何もなければスケジュールに移りたいと思います。
1:39:19	関西電力現職事業部でございます。こちらから特にございません。スケジュールの方をお願いいたします。
1:39:27	はい。規制庁の今野です。それでは、スケジュールの関係でまず、関西電力として今今日確認した事項について、資料の提出明度を説明、あと、
1:39:41	回答してください。
1:39:59	今日、関西電力原子力事業本部牛島でございます。はい。本日ちょうだいしましたコメントにつきましてはですね、反映をしたものをですね、来週の23日水曜日にコメント回答させていただくことではいかがでしょうか。
1:40:29	はい。規制庁の岩野ですとりあえず資料の提出めどについて承知をしました。
1:40:35	で、別途ですね、すいませんまだ、
1:40:40	確認していない事項として江藤孝天井エリアの話とですね後、サーバー室のところもちょっと審査会合に必ずいるのかどうかはちょっと置いておくとしてまだ
1:40:54	視覚的確認できてないところがあるので、これについてはまた別途、
1:41:00	23日の資料の提出を待たずに、各ヒアリングの日程を設定して、ヒアリングをしたいと思っています。
1:41:10	とりあえず、すいません。
1:41:13	スケジュールについて、関さんから何かあれば、何もありませんか。はい、わかりました。森谷支社長からすいませんスケジュールの関係で何かあればお願いします。
1:41:23	ここにございます
1:41:25	はい。ありがとうございます。それでは関西電力から、スケジュールの関係について、最後に何かあればお願いします。何もなければもうこれでヒアリングを終了したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:35	関西ウシジマでございます。ちょっと今後の段取りも含めて私ども頭の整理が要るかとは思っております、本日ちょうどしましたコメントにつきましては 23 日ということでもまず先ほど申し上げさせていただきました。で、
1:41:51	まだ高天井という古藤ではですね、江藤新燃料貯蔵庫であったりそういったところのご確認というものが、あるのかなと今おっしゃっているところからそのように理解をさせていただきますそれが一つ。
1:42:05	です。ただ、一方でですね、先日、東京支社からですね、コメント回答資料ということで 16 日に資料をお出ししてございます。
1:42:17	ですので、新燃料貯蔵庫に関わるものであるとかは先ほどサービスもあるかもとおっしゃったような点と、あと 16 日にお出した資料が今、これから読み込みをいただける。
1:42:32	んだんかと思いますが、その辺りを踏まえたヒアリングっていうのをまた 23 とかも、コメント回答とは切り離して、近々にセットが必要と。
1:42:44	そのような認識でございます。近々にといっても、今日はもう 10 名でございますので、どこになっていくのかなというのはこの後また東京支社を通じて調整させていただくのかなと思っております。
1:42:58	最後にちょっと気にしておりますのは、4 月 7 日に審査会合というようなこともお聞きしておりますので、会合に向けての資料の準備というものです、
1:43:11	事を進めつつ、比較をしないといけないかなと思っております。こちらで気にしておりました点以上でございます。
1:43:22	すいません 1 点だけ今説明していただいた通りグレーチングのところの話も回答資料、期末と昨日出てきてますので、そこについても確認した上で、次回のヒアリングでそ赤伝とかと合わせてですね、
1:43:37	グレーチングのところも確認をしたいと思っております。この辺についてはちょっと回答いたします。
1:43:44	はい。あと規制庁の関ですけれども、
1:43:48	一応名乗っカーに審査会合を置きたいなという目標については
1:43:54	まだ先ある話ですので、まずは目標を置いておいてどこまで整理できるのかっていうのを、ちょっと来週再来週ぐらいまでのところで、
1:44:05	やりたいと思っておりますその上で、
1:44:07	まとめ切るのがどこに本当にできるのかなっていうのを、
1:44:14	ができるのか 1 週間ぐらいでできるのかという、よってちょっと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:19	最終的にどこに審査会合を置きましょうかそれとも経過でやらないか、
1:44:24	経過でやるっていうことは私は本意としてははないんで、まとめきってちゃんとやりたいなと思ってますけれども、
1:44:30	そういうことで最後決めたいと思ってますのでそこはご承知おきいただければと思います。とにかくこの調子で進めていきましょう私から以上です。
1:44:46	はい。規制庁の今田です。関西電力から特に何もこれ以上何もなければこれでヒアリングを終わりたいと思います。一応確認だけですけどよろしいでしょうか。
1:44:55	はい。ともあれ、関西電力は一生懸命回答頑張るといしかないと、理解してございます以上でございます。はい、規制庁のようなやつありがとうございます。それではこれで本日のヒアリングは終わりたいと思います。ありがとうございました。
1:45:10	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。